

も く じ

1. 保育園・認定こども園とは……………	p 3
2. 町内の保育施設……………	p 3
3. 入園の条件……………	p 3
4. 支給認定……………	p 4
(1) 認定区分	
(2) 保育の必要性	
(3) 1号認定利用について	
(4) 利用時間のイメージ	
5. 入園申込……………	p 6
(1) 対象年齢	
(2) 入園日	
(3) 入園の流れ	
(4) 入園申込に必要な書類	
(5) 申込上の注意点	
6. 保育料……………	p 8
(1) 保育料算定方法	
(2) 保育料の月額（参考）	
(3) 支払方法	
(4) 多子世帯・転入世帯にかかる保育料の軽減措置	
7. 副食費・主食費……………	p 10
8. 退園……………	p 10
9. 支給認定の変更……………	p 10
10. 転園申込……………	p 10
11. 町外の保育園（所）への入園（所）（広域入所）…	p 10
12. その他の子育て支援サービス……………	p 11
【参考】保育料（表）……………	p 12
保育園等入園利用調整基準……………	p 15
申込書の記入例……………	p 17
（施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼施設利用申込書）	



1. 保育園・認定こども園とは

保育園とは、保護者が就労などの「保育を必要とする事由（p5 参照）」に該当し、家庭でお子さまの保育をすることができないと認められる場合に利用できる施設です。

認定こども園とは、教育と保育を一体的に行う施設で、保育園と同様に家庭で保育することができないお子さまの保育と、3歳以上児については家庭の状況に関係なく1号認定（教育標準時間）として利用できる施設です。



1号認定について

西ノ島町では、令和5年度まで町内に幼稚園・認定こども園が無かったため、3歳以上児については、保護者が「保育を必要とする事由」に該当しなくても、特別利用保育として希望の園を利用できていましたが、令和6年度より【シオン保育園】が保育所型認定こども園【シオンこどもえん】へと移行したことから、現行の特別利用保育は終了し、1号認定児童については【シオンこどもえん】にて受け入れを行います。

※ただし、現在みた保育園を利用している1号認定児童については、環境面や精神面などを考慮をし、経過措置として卒園までみた保育園を継続利用出来ることとします。

2. 町内の保育施設

園名	住所・電話番号	公立・私立の別
シオンこどもえん 	西ノ島町別府 149-9 ☎ 08514 - 7 - 8411	私 立
みた保育園 	西ノ島町美田 429-3 ☎ 08514 - 6 - 0450	公 立

3. 入園の条件

- ① 入園日までに入園する子どもが西ノ島町に住民登録をしていること
- ② 保護者（父母いずれも）に、「保育を必要とする事由（p5 参照）」があること（2・3号認定）
- ③ 保育施設における日常生活に支障がないこと
- ④ 乳児の場合は、入園日までに生後57日に達していること

※生後57日より前に入園が必要な場合は別途ご相談ください。



4. 支給認定

(1) 認定区分

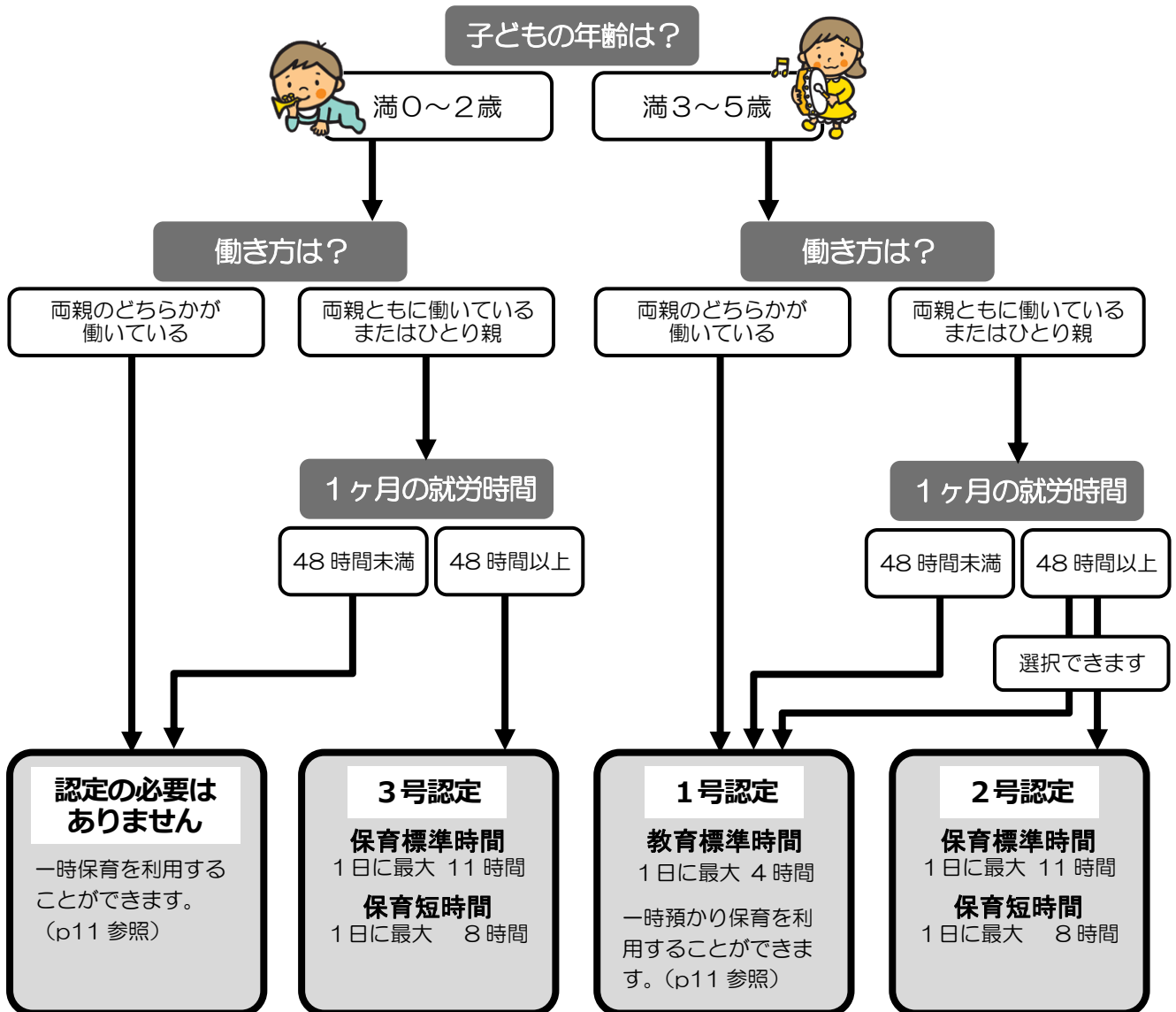
対象年齢 (令和6年4月1日現在)	保育の必要性	支給認定区分	利用可能時間	
満3歳未満	あり	3号認定	保育標準時間	1日に最大 11時間
			保育短時間	1日に最大 8時間
満3歳以上	あり	2号認定	保育標準時間	1日に最大 11時間
			保育短時間	1日に最大 8時間
	なし	1号認定	教育標準時間	1日に最大 4時間




あなたのご家庭は？

支給認定区分はどれにあてはまるか
当てはめてみましょう♪

保護者の就労を例にした場合



(2) 保育の必要性

保育を必要とする事由				
① 就労している (月 48 時間以上) ※1  入園できる期間 就労が継続しており、 最長で小学校就学まで 保育標準時間 ○※1 保育短時間 ○※1	② 妊娠・出産  入園できる期間 出産後 8 週後の月末まで 保育標準時間 ○ 保育短時間	③ 保護者の 疾病・負傷・障がい  入園できる期間 必要と認める期間 保育標準時間 ○ 保育短時間	④ 同居親族の介護・看護  入園できる期間 必要と認める期間 保育標準時間 ○ 保育短時間	⑤ 災害復旧  入園できる期間 復旧するまで 保育標準時間 ○ 保育短時間
⑥ 求職活動中  入園できる期間 90 日後の月末まで 保育標準時間 保育短時間 ○	⑦ 就学・職業訓練 (月 48 時間以上) ※2  入園できる期間 卒業月の月末まで 保育標準時間 ○※2 保育短時間 ○※2	⑧ 虐待やDVの おそれがある  入園できる期間 事由が解消するまで 保育標準時間 ○ 保育短時間	⑨ 育休時に既に保育 施設を利用している  入園できる期間 最長で出生児が 2 歳に到達 する日の月末まで 保育標準時間 保育短時間 ○	⑩ 育休(⑨)に 類するもの※3  入園できる期間 最長で出生児が 2 歳に到達 する日の月末まで 保育標準時間 保育短時間 ○

※1 就労については、父母（保護者）のいずれかの就労時間が月 120 時間未満であれば、短時間保育となります。ただし、不規則な勤務等の理由により保育標準時間の認定になる場合もあります。

※2 就学・卒業訓練については、父母（保護者）のいずれかの就学時間が月 120 時間未満であれば、短時間保育となります。

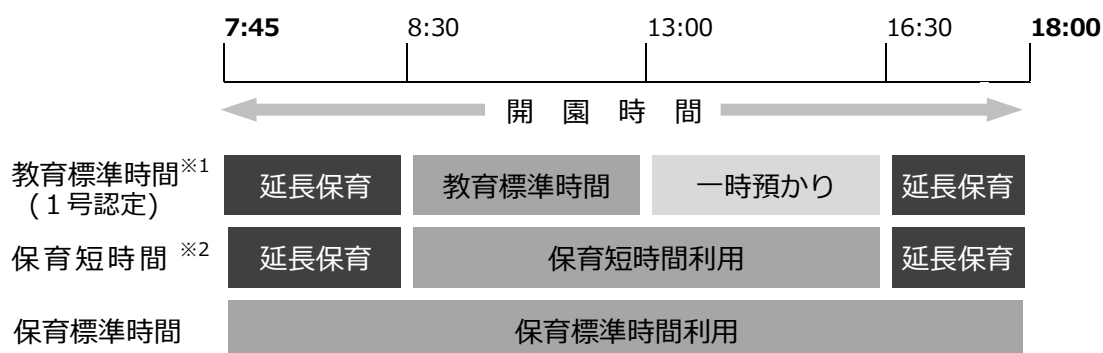
※3 既に保育施設を利用して、就労の内定が出ているもの。

(3) 1号認定利用について

3歳児以上については、保育の必要性に関わらず【シオンこどもえん】に入園が可能です。

(4) 利用時間のイメージ

【開園時間が 7:45 ~ 18:00 の保育の場合】



※1 教育標準時間(1号認定)の利用時間は 8:30~12:30 ですが、給食等の時間を考慮して 8:30~13:00 としています。保護者の都合により、13:00 以降も利用したい場合、一時預かりが可能です。その場合、30分につき 100 円が必要となります。

※2 保育短時間の利用時間は 8:30~16:30 ですが、保護者の都合により、この範囲を超えて保育が必要な場合は、延長保育の利用が可能です。その場合、30分につき 100 円が必要となります。

※3 18:00 以降の利用を希望される場合は、各保育施設へご相談ください。

5. 入園申込

(1) 対象年齢

令和6年(2024年)4月1日現在の年齢で、クラスが決まります。

対象年齢 (クラス)	生年月日 (括弧内は西暦)
0歳児	令和5年4月2日～ (2023年)
1歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日 (2022年) (2023年)
2歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日 (2021年) (2022年)
3歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日 (2020年) (2021年)
4歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日 (2019年) (2020年)
5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日 (2018年) (2019年)

例：令和5年(2023年)4月6日生まれのお子さんは、1歳の誕生日を迎えても0歳児クラスです。

(2) 入園日

原則、入園日は **各月の1日** からとなります。

(3) 入園の流れ


**新入園児さんの
入園までの手続き**

1 保育施設の見学、入園相談等に
参加し(希望者のみ)、希望する
施設を決めます。




※各保育園に直接
お問い合わせください。

2 入園の申込みに必要な書類を作成
準備し、期限までに提出します。




※入園申込締切後、利用調整
(入園選考)が行われます。


3 入園が内定すると、役場
健康福祉課より、郵送で
通知が届きます。




4 入園内定通知後、各保育
施設より連絡があり、内
定園での面談を行います。




5 入園に必要な物品の準備をします。
※物品の購入等が必要な場合があります
ので、あらかじめ各保育園にお問い合わせく
ださい。




6 保育料の口座振替依頼書
を金融機関に提出します。
※用紙は各金融機関窓口
に備えてあります。通帳
とお届け印をご持参く
ださい。



7 入園の承諾をします。



8 入園です！



6

(4) 入園申込に必要な書類 (以下 ① の書類。)

ア 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼施設利用申込書

児童1人につき1部提出 ※p17～の記入例を参考に作成してください。

重要!

市町村民税の課税状況については、マイナンバーで確認いたします。個人番号の記入欄に、必ず**マイナンバー**をご記入ください。マイナンバーで確認できない場合は、「課税証明書」の提出をお願いする場合があります。

イ [保育を必要とする事由] を確認する書類

父母それぞれ1部提出 ※1号認定利用希望者は提出の必要ありません。

保育を必要とする事由		書類の名称	備考
① 就労	会社や官公庁等勤務	就労(内定)証明書	事業主から証明を受けてください。
	自営業・農業・漁業等	自営業等就労申立書	後日、別途資料の提出をお願いする場合があります。
② 妊娠・出産		母子手帳の写し	母子手帳の表紙と分娩予定日が確認できる部分のコピーを提出してください。
③ 疾病・障がい等		診断書	医師の証明が必要です。
④ 同居親族の介護・看護		介護(看護)申立書	
⑤ 災害復旧		り災証明書	
⑥ 求職活動中		就労予定(求職活動)申立書	入園から90日後の月末までに就労が決定しない場合は退所となります。
⑦ 就学・職業訓練		合格通知書の写し 在学証明書の写し 等	
⑧ 虐待やDVのおそれがある			
⑨ 育休		就労(内定)証明書	
⑩ 育休に類するもの		就労(内定)証明書	

(5) 申込上の注意点

- 提出に必要な書類は申込期日までにすべてそろえてください。
- 申請内容によっては、別途必要な書類の提出をお願いする場合があります。
- 申込書類や内容に誤り、虚偽（就労実態がなかった場合など）があった場合は、入園を取り消す場合があります。
- 申込後に記載内容等の変更があった場合は速やかにご連絡ください。
- 保育の必要性が [⑥求職活動] であった場合、期間満了後に同事由での継続利用はできません。
- 利用定員以上あるいは入園可能人数以上の申し込みがあった場合は、利用調整（入園選考）を行います。入園選考会議において各世帯の選考基準の項目を指数（p15）に表し、指数の高い（保育の必要性の高い）方から入園を決定します。結果によっては希望の保育施設に入園できない場合があります。

6. 保育料

保育施設は町民の皆様からの税金や、国からの補助金等で運営しています。また、保護者には保育に必要な経費の一部を保育料として毎月負担していただきます。

西ノ島町では、若い子育て世帯等の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、保育料の軽減を行っております。

なお、国において3歳から（住民税非課税世帯については0歳から）の保育料について令和元年10月から無償化になりました。

(1) 保育料算定方法

- ① 保育料は、算定対象である保護者（父・母）の市町村民税の所得割額・入園児童の対象年齢・保育時間により決定します。
※市町村民税の所得割額を計算する場合には、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当所得控除、住宅借入金等特別税額控除を適用しません。
- ② 祖父母と同居していて、祖父母が家計の主宰者（父母の収入だけで生計が成り立っていない）と判断される場合は、同居する祖父母の市町村民税の所得割額も考慮する場合があります。
- ③ 保育料の決定に必要な書類が期日までに提出されない場合は、最大階層（8階層）で決定します。
- ④ 9月に保育料の切替を行います。算定の基になる市町村民税の課税年度が切り替わるためです。令和6年1月1日現在で、西ノ島町に住民登録のない方は、マイナンバーで市町村民税を確認しますので、令和6年1月1日時点に住民票があった住所をお知らせください。
※保育料以外にも、延長保育料、一時預かり使用料、給食費、保険代など、ご利用状況に応じて別途負担いただく費用もございます。



(2) 保育料の月額【参考】

令和5年度（p12～p14）をご確認ください。

※令和6年度については決まり次第、改めて通知いたします。

(3) 支払方法

① 口座振替払い

- 「口座振替依頼書」を振替希望金融機関に提出してください。「口座振替依頼書」は町内の各金融機関窓口にて備えてあります。
- 口座振替は毎月28日（金融機関が休業日の場合はその翌日）に行いますので、口座残高の確認をお願いします。なお、口座残高不足等で振替ができなかった場合には、翌月15日（金融機関が休業日の場合はその翌日）に再振替を行います。
- 口座振替依頼書提出後、金融機関から担当者に届くまでに時間を要しますので、希望の開始月から振替ができない場合がございます。その際は納付書が届きますので、お近くの金融機関でお支払いをお願いします。

② 現金（納付書）払い

毎月20日前後に当月分保育料の納付書が届きますので、月末までにお近くの金融機関でお支払いをお願いします。

納入がなかった場合は、督促状や催告状の送付のほか、財産の調査（金融機関や勤め先への照会など）などの滞納処分を行うことがあります。

※シオンこどもえん利用者については、令和6年4月1日よりシオンこどもえんにて保育料を徴収いたしますので、詳しくはシオンこどもえん（7-8411）までお問い合わせください。

(4) 多子世帯・転入世帯にかかる保育料の軽減措置

保護者が生計を一にしている子どもの最年長から数えて2人目は徴収基準額の半額（10円未満切捨）に、3人目以降は無料としています。

※多子世帯軽減措置の算定は住民登録を基に行っておりますので、生計を一にしている子どもが大学進学等により住民登録を移している場合は、提出に必要な書類をお送りしますので、西ノ島町役場健康福祉課（08514-6-0104）の担当までご連絡ください。



また、新たに転入して住所を定めた子どもが入園する場合（保護者の人事異動による場合は除く。）は、転入月またはその翌月から1年間は徴収金額が半額（10円未満切捨）になります。

7. 副食費・主食費

保育施設を利用する3歳以上の子どもの副食費については保育料無償化で保護者負担となるところ、町で副食費も無償化しております。そのため保護者への徴収はありません。また1号認定利用の子どもにつきましても、併せて副食費を無償化しております。

主食費につきましても、令和5年7月～令和6年3月の期間限定で無償化していたところ、令和6年度からも引き続き無償化することが決定いたしました。そのため保護者徴収はありません。

8. 退園

町外へ転出する場合を除いて、原則月末での退園とします。退園する場合は、退園する日の15日前までに「退園届」を入園中の保育施設へ提出してください。

9. 支給認定の変更

「保育を必要とする事由（p5参照）」に変更が生じる場合は、速やかに各保育施設もしくは西ノ島町役場健康福祉課に申し出てください。後日、必要な手続きをご案内いたします。

10. 転園申込

入園後に転園を希望される場合は、入園したまま他の保育施設に転園の申込みが可能です。転園希望月の前月10日（10日が閉庁日の場合は直前の開庁日）までに転園申込書を西ノ島町役場健康福祉課まで提出してください。転園ができなかった場合は、ご利用中の保育施設を継続して利用できます。

11. 町外の保育園（所）への入園（所）【広域入所】

西ノ島町に住民登録のある子どもが西ノ島町外の保育園（所）に入園（所）したり、逆に西ノ島町に住民登録のない子どもが西ノ島町内の保育園に入園したりすることを「広域入所」と言います。住民登録のある市区町村が入園（所）する保育園（所）と委託契約を締結して保育を実施することとなります。申込み等は次のとおりです。

■ 西ノ島町に住民登録のある子どもを西ノ島外の保育園に入園させたいとき

申込み 問い合わせ先	西ノ島町役場 健康福祉課（08514-6-0104）
必要書類	西ノ島町の定めによる
申込締切	希望保育園（所）がある市区町村の定めによる

■ 西ノ島町に住民登録のない子どもを西ノ島内の保育園に入園させたいとき

申込み 問い合わせ先	子どもの住民登録がある市区町村
必要書類	子どもの住民登録がある市区町村の定めによる
申込締切	西ノ島町の定めによる

12. その他の子育て支援サービス

サービス名 実施施設	内容	実施日	対象	利用料	利用方法	問い合わせ先
一時保育 【シオンこどもえん】 【みた保育園】	保育施設を利用していない児童の保護者が、就労や傷病、育児疲れ等により一時的に保育が必要なときにお子さまをお預かりします	随時	小学校就学前の児童	30分：100円 給食費1回：400円	利用を希望する1週間前までに利用希望の保育施設へ直接ご連絡ください。 ※緊急の場合はご相談ください。	シオンこどもえん ☎ 7-8411 みた保育園 ☎ 6-0450 ※ただし、町外の方で初めて利用される方は役場健康福祉課 ☎ 6-0104 までお問合せください。
一時預かり保育 【シオンこどもえん】 【みた保育園】	教育標準時間（1号認定）利用の児童で、保護者の所用等により、午後からの保育が必要なときにお子さまをお預かりします。	随時（午後のみ）	教育標準時間（1号認定）利用の児童	30分：100円	利用を希望する2日前までに、各保育施設へ「一時預かり保育申込書」を提出してください。 ★初めて利用される場合は、実施施設にて利用方法、必要書類などをご確認ください。	シオンこどもえん ☎ 7-8411 みた保育園 ☎ 6-0450
病児・病後児保育 【隠岐島前病院】	お子さまが病気または病気の回復期等であり、集団保育が困難な場合、病院に付設された専用スペースにおいて一時的にお預かりします。	随時	生後6か月～小学校3年生までの児童	【病児保育】 1日：1,000円 半日：500円 【病後児保育】 1日：500円	隠岐島前病院へ電話連絡をし、必要書類を提出してください。	隠岐島前病院 ☎ 7-8211
子育て短期支援	保護者が急病その他の理由で児童を養育できないとき、子育てサポーターが一定期間養育・保護を行います。	随時	就学前または小学生がいる家庭で、保護者の急病その他の理由で養育できない児童のいる家庭	世帯の町民税（課税状況）と利用時間により決定	役場健康福祉課へご相談ください。	役場健康福祉課 ☎ 6-0104
子育て支援センター シオン 【シオンこどもえん】	シオンこどもえんに隣接した施設において、育児相談や親子の交流などを行います。	子育てひろば 月・火・水・金曜 9:15～12:00 子育て相談室 月～金曜 9:00～14:00	子育て家庭や妊娠中の方など	無料（材料代のみ実費徴収あり）	申込不要。 実施日に子育て支援センターへ気軽にお越しください。	子育て支援センター シオン ☎ 7-8566 ☎ 090-4577-8472
子育てサロン 【美田コミュニティセンター】	気軽に集まって息抜きできる場を提供します。	毎週木曜 10:00～12:00	子育て家庭や妊娠中の方など	1回：50円	申込不要。 実施日に美田コミュニティセンターへ気軽にお越しください。	西ノ島町社会福祉協議会 ☎ 6-1470

【参考】令和5年度保育料（1号認定）

◆3歳児以上（1号認定）（単位：円）

世帯の階層区分		国の基準額		町	
		R4	R5	R4	R5
10	生活保護世帯	0	0	0	0
20	市町村民税 非課税	0	0	0	0
31	所得割課税額 48,600円未満	0	0	0	0
32	所得割課税額 77,101円未満			0	0
41	所得割課税額 97,000円未満	0	0	0	0
42	所得割課税額 211,201円未満			0	0
50	所得割課税額 211,201円以上	0	0	0	0

※市町村民税非課税世帯は第2子以降無料

※令和元年10月の保育料無償化により、上限25,700円までの保育料を無償化しております。

【参考】令和5年度保育料（1号認定） 【ひとり親世帯】

◆3歳児以上（1号認定）（単位：円）

世帯の階層区分		国の基準額		町	
		R4	R5	R4	R5
10	生活保護世帯	0	0	0	0
20	市町村民税 非課税	0	0	0	0
31	所得割課税額 48,600円未満	0	0	0	0
32	所得割課税額 77,101円未満			0	0
41	所得割課税額 97,000円未満	0	0	0	0
42	所得割課税額 211,201円未満			0	0
50	所得割課税額 211,201円以上	0	0	0	0

※所得割課税額77,101円未満の世帯は第2子以降無料

※令和元年10月の保育料無償化により、上限25,700円までの保育料を無償化しております。

【参考】令和5年度保育料（2号・3号認定）

◆3歳児以上（保育の必要性あり）

（単位：円）

世帯の階層区分		保育標準時間				保育短時間			
		国の基準額		町		国の基準額		町	
		R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5
100	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
200	市町村民税非課税	0	0	0	0	0	0	0	0
300	所得割課税額 48,600円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
410/420	所得割課税額 97,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
500	所得割課税額 169,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
600	所得割課税額 301,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
700	所得割課税額 397,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
800	所得割課税額 397,000円以上	0	0	0	0	0	0	0	0

※市町村民税非課税世帯は第2子以降無料

※3歳児以上は令和元年10月から保育料無償化により0円です。

◆3歳児未満（保育の必要性あり）

（単位：円）

世帯の階層区分		保育標準時間				保育短時間			
		国の基準額		町		国の基準額		町	
		R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5
100	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
200	市町村民税非課税	0	0	0	0	0	0	0	0
300	所得割課税額 48,600円未満	19,500	19,500	10,000	10,000	19,300	19,300	9,800	9,800
410/420	所得割課税額 97,000円未満	30,000	30,000	12,600	12,600	29,600	29,600	12,300	12,300
500	所得割課税額 169,000円未満	44,500	44,500	26,100	26,100	43,900	43,900	25,600	25,600
600	所得割課税額 301,000円未満	61,000	61,000	39,000	39,000	60,100	60,100	38,300	38,300
700	所得割課税額 397,000円未満	80,000	80,000	49,000	49,000	78,800	78,800	48,100	48,100
800	所得割課税額 397,000円以上	104,000	104,000	51,000	51,000	102,400	102,400	50,100	50,100

◆3歳児以上（保育の必要性あり）

（単位：円）

世帯の階層区分		保育標準時間				保育短時間			
		国の基準額		町		国の基準額		町	
		R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5
100	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
200	市町村民税非課税	0	0	0	0	0	0	0	0
300	所得割課税額 48,600円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
410	所得割課税額 77,101円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
420	所得割課税額 97,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
500	所得割課税額 169,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
600	所得割課税額 301,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
700	所得割課税額 397,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
800	所得割課税額 397,000円以上	0	0	0	0	0	0	0	0

※所得割課税額 77,101円未満の世帯は第2子以降無料

※3歳児以上は令和元年10月から保育料無償化により0円です。

◆3歳児未満（保育の必要性あり）

（単位：円）

世帯の階層区分		保育標準時間				保育短時間			
		国の基準額		町		国の基準額		町	
		R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5
100	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
200	市町村民税非課税	0	0	0	0	0	0	0	0
300	所得割課税額 48,600円未満	9,000	9,000	3,500	3,500	9,000	9,000	3,400	3,400
410	所得割課税額 77,101円未満	9,000	9,000	6,000	6,000	9,000	9,000	5,800	5,800
420	所得割課税額 97,000円未満	30,000	30,000	12,600	12,600	29,600	29,600	12,300	12,300
500	所得割課税額 169,000円未満	44,500	44,500	26,100	26,100	43,900	43,900	25,600	25,600
600	所得割課税額 301,000円未満	61,000	61,000	39,000	39,000	60,100	60,100	38,300	38,300
700	所得割課税額 397,000円未満	80,000	80,000	49,000	49,000	78,800	78,800	48,100	48,100
800	所得割課税額 397,000円以上	104,000	104,000	51,000	51,000	102,400	102,400	50,100	50,100

※所得割課税額 77,101円未満の世帯は第2子以降無料

保育園等入園利用調整基準

保育利用の申し込みが、保育園等の入園可能人数を超えた場合、入園選考会議を行い個々の優先度により利用調整を行います。同一点数で並んだ場合は、抽選により決定します。

区分	保育の 必要性事由	保護者の状況		規準指数	
				父	母
A	家庭外の就 労・自営・就 学等	月 20 日以上 の就労等	1 月あたり 160 時間以上を常態	14	14
			1 月あたり 140 時間以上 160 時間未満を常態	13	13
			1 月あたり 120 時間以上 140 時間未満を常態	12	12
			1 月あたり 100 時間以上 120 時間未満を常態	11	11
			1 月あたり 80 時間以上 100 時間未満を常態	10	10
			1 月あたり 60 時間以上 80 時間未満を常態	9	9
			1 月あたり 48 時間以上 60 時間未満を常態	8	8
		月 20 日未満 の就労等	1 月あたり 160 時間以上を常態	12	12
			1 月あたり 140 時間以上 160 時間未満を常態	11	11
			1 月あたり 120 時間以上 140 時間未満を常態	10	10
			1 月あたり 100 時間以上 120 時間未満を常態	9	9
			1 月あたり 80 時間以上 100 時間未満を常態	8	8
			1 月あたり 60 時間以上 80 時間未満を常態	7	7
			1 月あたり 48 時間以上 60 時間未満を常態	6	6
内職	月 20 日以上 の就労	1 月あたり 80 時間以上を常態	8	8	
		1 月あたり 48 時間以上 80 時間未満を常態	6	6	
	月 20 日未満 の就労	1 月あたり 80 時間以上を常態	7	7	
		1 月あたり 48 時間以上 80 時間未満を常態	5	5	
求職	求職活動中（申立書）		1	1	
通信教育	家庭での通信教育を受けている		1	1	
疾病（診断書 の提出があ るもの）	入院・常時病臥・保育不能		15	15	
	保育困難		13	13	
	やや保育困難		11	11	

次頁続く➡

区分	保育の 必要性事由	保護者の状況	規準指数	
			父	母
A	障がい等（手帳など証明できるものを提示）	身体障害者手帳（1級・2級）、療育手帳（A）、精神障害者保健福祉手帳（1級）	14	14
		身体障害者手帳（3級）、療育手帳（B）、精神障害者保健福祉手帳（2級）	13	13
		身体障害者手帳（4～6級）、精神障害者保健福祉手帳（3級）	12	12
	出産	産前・産後8週間	-	14
	親族の看護・介護	要介護高齢者の介護・重度重症心身障がい者等の常時観察と介護	14	14
		上記以外の看護・介護	12	12
	災害	火災等による家屋の損傷復旧、その他災害復旧に従事	17	17
	配偶者不在	死亡・離婚・行方不明・拘禁等	50	50
		別居（離婚を前提として調定中・裁判中・接近禁止命令等が証明できる書類等の提出がある）	50	50
	虐待・DV等	児童虐待・配偶者の暴力等により社会的養護が必要な世帯		50

加点項目

B	その他	生活保護世帯	25
		現在入園している保育施設に継続して入園希望の0歳～2歳児	3
		3歳～5歳児	35
		保育料が3カ月分以上の未納があり、かつ納付の相談がない場合	-10
		兄弟姉妹が同一施設になるため申込み希望	2
		疾病により退園した児童で同一施設への再入園を希望（診断書提出）	2
		児童本人が障がい児の場合	2
		町内の認可保育所等に就労(内定)している保育士又はみなし保育士	15
		町内に勤める医師、看護師（夜勤のあるもの）	4

※区分Bは区分Aとは別に加点します。

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼施設利用申込書 (記入例)

令和 5年 12月 22日

西ノ島町長 様

押印してください。

申込者(保護者) 美田 太郎



次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。
また、保育所入所希望の場合は、施設利用も併せて申請します。

利用申込児童	氏名	生年月日	性別	障がい者手帳、療育手帳の有無
	(ふりがな) <u>みた じろう</u> <u>美田 次郎</u> 個人番号 <u>0123456xxxxx</u>	<u>H30年 5月 1日</u>	<u>男</u> ・女	有・ <u>無</u>
<input type="checkbox"/> 第1子 <input checked="" type="checkbox"/> 第2子 <input type="checkbox"/> 第3子以降(第 子)				
保護者	(氏名)	<u>美田 太郎</u>		
	(住所・連絡先)	<u>西ノ島町大字美田××番地×</u>		
		(母)	<u>090-0000-0000</u>	
		(自宅)	<u>08514-0-0000</u>	
		(父)	<u>090-0000-0000</u>	
現在の保育の状況	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 保育園 <input type="checkbox"/> その他()			

①世帯の状況(本人以外) 令和6年4月1日時点の予定をご記入ください。

区分	氏名	続柄	生年月日	性別	職業または学校名等	個人番号	備考(同・別)	
児童の世帯員	<u>みた 太郎</u>	父	<u>S62年 6月 5日</u>	<u>男</u> ・女	自営業	<u>0123456xxxxx</u>	同	
	<u>みた 花子</u>	母	<u>H1年 8月 20日</u>	男 <u>女</u>	公務員	<u>0123456xxxxx</u>	同	
	<u>みた 一子</u>	姉	<u>H25年 10月 24日</u>	男 <u>女</u>	西ノ島小学校	<u>0123456xxxxx</u>	同	
	<u>みた 三郎</u>	弟	<u>R1年 7月 15日</u>	<u>男</u> ・女		<u>0123456xxxxx</u>	同	
				年 月 日	男・女			
				年 月 日	男・女			
				年 月 日	男・女			
生活保護適用の有無		<u>適用無し</u> ・適用有り (年 月 日保護開始)						
障がい者手帳の有無		<u>無</u> ・有 (氏名: 続柄:)						
ひとり親世帯の適用		<u>無</u> ・有						

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用希望する期間及び時間	R6年 4月 1日 から R7年 3月31日 まで (登園) 8時 00分 から (降園) 17時 45分 まで		
利用区分の希望	<input type="checkbox"/> 保育短時間利用 (1日最大8時間までの利用) <input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間利用 (1日最大11時間までの利用) <input type="checkbox"/> 教育標準時間利用 (概ね4時間の利用)		
利用を希望する施設(事業者)名	施設(事業者)名		希望理由
	第1希望	令和こども園	勤務先から近いため
	第2希望	平成保育園	通勤経路にあるため

*必ず第2希望まで記入してください。

その他の希望理由
 ●自宅から近いため
 ●現在、利用中のため
 ●兄弟(姉妹)がすでに利用中のため
 など

③保育の利用を必要とする理由等

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他() ●具体的な状況(勤務先、就労時間・日数、疾病等など)
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他() ●具体的な状況(勤務先、就労時間・日数、疾病等など)

④税情報等の提供にあたっての署名欄

西ノ島町が、施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を見ることが、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。
 また子どもの保育及び健やかな発育発達支援のために、関係機関に対し必要な情報提供を行うことに同意します。

押印してください。

保護者氏名 美田 太郎

※町記載欄

受付年月日 : 年 月 日		
認定の可否	認定番号	認定区分等
可 ・ 否		<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (<input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短)
(否とする理由)		
年 月 日 認定		
支給(入所)の可否		支給(利用)期間
可 ・ 否		自 年 月 日
(否とする理由)		至 年 月 日
<input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型		
入所施設(事業者)名 <input type="checkbox"/> 保育園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 家 <input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事		

利用申し込みの記入上の注意

この支給認定申請書は、次の点に注意して記入のうえ、みた保育園又は西ノ島町健康福祉課に提出してください。

なお、2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いて下さい。

- 1 「申請児童」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- 2 「障がい者手帳・療育手帳の有無」の欄は、申請児童に係る障がい者手帳等（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）の有無について、該当するものを○で囲んで下さい。
- 3 「保護者住所・連絡先」欄の（連絡先）については、連絡先が複数ある場合は、連絡のつきやすい順に全て記入してください。
- 4 ①「世帯の状況」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の保護者（同居・別居の別を「備考」に記入してください。）及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」欄は該当するものを○で囲み、職業又は学校名等に記入をして下さい。
- 5 ②「利用を希望する期間及び時間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設（事業者）の利用を希望する期間、また一日のうちの登園と降園の時間をそれぞれ記入して下さい。
- 6 ②「利用区分の希望」の欄は、利用したい保育時間を記入してください。
- 7 ②「利用を希望する施設（事業者）名」の欄は、第1希望と第2希望の施設（事業者）名を記入してください。
- 8 ③「保育の利用を必要とする理由」の欄は、①「世帯状況」の欄に記入した児童の世帯員のうち、保護者ごとに、児童を保育できない理由を8の表（1）～（10）のいずれの掲げる場合に相当するかを判断して、該当する全ての□にチェック（）し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入して下さい。
（1）～（9）の場合以外で児童を保育できない理由がある場合は「その他」にチェック（）し、内容（）内に記入して下さい。

保育の認定基準

保育の必要性の認定を受ける場合は、保護者のいずれもが次のいずれかの事情にある場合です。

- (1) 就労等（月の就労時間が、48時間以上の場合）
 - (2) 妊娠・出産（出産前後のため、児童の保育ができない場合）
 - (3) 疾病・障害（児童の保護者が病気、負傷、心身に障害を有する場合）
 - (4) 介護等（同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合）
 - (5) 災害復旧（震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合）
 - (6) 求職活動（児童の保護者が継続的に求職活動（起業準備を含む。）を行っている場合）
 - (7) 就学（児童の保護者が就学（職業訓練学校等における職業訓練を含む。）の場合）
 - (8) 虐待・DV等のおそれがある場合
 - (9) 育児休暇取得時に、既に保育施設を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
 - (10) その他、上記に類すると認める場合
- 9 具体的な状況については以下のとおりです。
- (1) に該当する場合 勤務先・就労時間・就労日数・通勤時間・経路・手段 等
 - (2) に該当する場合 出産（予定）日や産後の母の状況 等
 - (3) に該当する場合 傷病名や治療見込期間、障害の程度 等
 - (4) に該当する場合 介護している高齢者の介護度や病人の傷病名や治療見込期間 等
 - (5) に該当する場合 災害の程度・復旧見込期間 等
 - (6) に該当する場合 求職活動状況 等
 - (7) に該当する場合 就学先・就学期間・就学日数 等
 - (8) に該当する場合 虐待やDVの期間・警察への届出日 等を記入して下さい。
- 10 ④「税情報の提供にあたっての署名」の欄は、確認の上署名をしてください。